

## 環境保全の見地からの意見書

1. ご意見書を提出しようとする方のお名前及びご住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者のお名前及び主たる事務所の所在地）

(ふりがな) お名前	ご住所	ご連絡先（差し支えなければ 電話番号をご記入下さい）
にんてい ほうじん 認定NPO法人 きこう ネットワーク 気候ネットワーク だいひょう あさおか み え 代表 浅岡美恵	〒102-0082 東京都千代田区一番町9-7 一番町村上ビル6F	03-3263-9210

2. ご意見書の提出の対象である方法書の名称  
「鹿島火力発電所2号機 環境影響評価方法書」

3. 環境の保全の見地からのご意見（ご意見の理由を含め、日本語でご記入ください）

### 1.石炭火力発電所の新設の問題について

①今、早急な気候変動対策が求められており、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書では、とりわけ石炭について、エネルギーインフラ投資の在り方を変えていく必要性が強調されているところである。そのような状況の中、天然ガスの約2倍のCO<sub>2</sub>を排出する石炭火力を新設することは、将来の気候変動へ甚大な環境影響を及ぼすことになる。よって、そのことを無視した本事業の実施には反対する。

②気候変動対策の観点から見れば、今後建設される発電所は、少なくともLNG火力は達成している約350g-CO<sub>2</sub>/kWhの水準を満たすべきである。しかし、本事業で採用するとされているUSCではその水準に達することはできない。さらに説明会（10/7神栖市文化センター）では、本発電所のCO<sub>2</sub>排出量は約0.8kg-CO<sub>2</sub>/kWhを想定し、既存の石炭火力発電所のCO<sub>2</sub>排出量である約0.9kg-CO<sub>2</sub>/kWhと比べて排出量が少ないとする回答があった。2010年には小名浜火力発電所（仮称）が、環境アセスメントの中でCO<sub>2</sub>排出量の多さ（0.814kg-CO<sub>2</sub>/kWh）を指摘され、その後計画中止となっている。説明会での回答の通りであれば小名浜火力発電所（仮称）のケースと大差が無く、本事業におけるCO<sub>2</sub>排出量の多さは甚大な問題であると認識するべきである。BATを用いたとしても、CO<sub>2</sub>排出量を大量に発生することは免れないため、環境保全の見地からすれば本事業は実施されるべきではない。

③日本政府は、環境基本計画において、2050年に温室効果ガス排出量を80%削減させる目標を閣議決定している。本事業が少なくとも30年程度稼働することを考えると、東京電力の排出原単位は現状よりさらに悪化することとなり、国の目標と整合しない。実際に東京電力の既設の石炭火力発電所（広野及び常陸那珂の各2基）は、2003年以降東電全体のCO<sub>2</sub>排出量を増加させ、原稼稼働時でさえ、排出量原単位は悪化している。国の目標との整合性からも、本事業の正当性は認められない。

④説明会においては、2020年における需要の見通しは不明としながら、仮に需要が下がったとしても、本発電所で作られる電力は競争力があると回答していた。しかし、2016年の電力小売自由化や需要の低下を見込めば、厳しい競争下に置かれることが予想される。

東京電力は、総合特別事業計画を改定するたびに販売電力量を下方修正している。需要は東日本大震災・福島原発事故以降、低いまま推移している。また、今後さらに省エネ・再生可能エネルギーが普及していくことや、本発電所が稼働する2020年以降には人口減少に伴い、エネルギー需要がさらに減少することを考えると、最もCO<sub>2</sub>排出の多い燃料である石炭での火力発電所の新設の必要性はないと考えられる。

⑤方法書では、石炭は経済性があると記され、その根拠として2014年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画において石炭が「安定供給性や経済性にすぐれた重要なベースロード電源」として位置づけられたことを根拠としている。

説明会では、CCSの導入は現時点では検討しておらず、将来の技術動向を注視して検討するという回答があった。配慮書への経産大臣意見では、CCSの導入に向けて二酸化炭素分離回収設備に関する検討を行うことが求められており、CCSが導入されれば事業の採算性は下がる。これに加え、途上国の石炭需要の増加による石炭価格の上昇を考慮すれば、石炭は経済性に優れた燃料であるとは言いがたい。さらに、国際的なCO<sub>2</sub>規制強化による炭素価格の上昇によって、石炭火力発電の経済性は低下する可能性が高く、事業リスクは大きい。

2. CO<sub>2</sub>排出に関する取り扱いと「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」との整合性について

IPCC第5次評価報告書において示されたように、CO<sub>2</sub>は気候変動の主因であり、地球

環境に多大な影響を及ぼすことは明白である。BATを採用する場合でも、事業によって引き起こされるCO<sub>2</sub>の総排出量の影響を検討し、対応を実施することは、事業者の社会的責任として不可避である。

また、環境大臣から経産大臣への意見書では、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」をふまえて環境対策を行うことを求めており、経産大臣意見でもその旨が明記されている。神栖市長が茨城県知事に提出した意見でも、CO<sub>2</sub>排出量の削減を考慮することを求めている。事業者は、取りまとめを踏まえて具体的にいつまでにどのような対応を行うのか、スケジュールを含めて明確にする責任がある。

### 3.CO<sub>2</sub>排出による環境影響に関する具体的な情報について

CO<sub>2</sub>排出量に関連する詳細データは準備書以降に記載する予定としているが、CO<sub>2</sub>排出量や発電効率、送電端効率は環境保全の見地から検討するにあたって重要な情報であり、事業実施の是非にも関わる情報であると考えられるため、事業者はこれを早急に開示すべきである。

### 4.CO<sub>2</sub>排出量の予測、評価手法について

評価の手法として、「二酸化炭素の発生による環境への負荷の量が、実行可能な範囲内で回避または低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する」とされている。CO<sub>2</sub>を大量に排出する石炭火力を選択すること自体が、環境負荷を回避・低減できていないといわざるを得ないが、「実行可能な範囲」で環境負荷が「回避または低減」されているかをどのように判断するのか、基準を示すべきである。また同様に、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめとの整合性についても、判断基準を示すべきである。

予測の基本的な手法としては、発電所の稼働に伴うCO<sub>2</sub>排出量と原単位を算出としている。準備書においては、使用する石炭種別や設備稼働率など、算出の前提とする条件を明らかにすることを求める。また、予測対象時期とされている「発電所の運転が定常状態となり、二酸化炭素に係る環境影響が最大となる時期」とは、具体的にどのような時期を想定しているのか明示すべきである。さらに予測には、稼働率の低下や燃料種の変更、経年変化による原単位の悪化およびCCSの導入などによる原単位の改善についても明らかにすることを求める。

## 5.情報公開について

環境アセスメントにおいて公開される方法書などの資料は、縦覧期間が終了しても閲覧できるようにするべきである。また、公開期間中においても、印刷が可能にするなど利便性を高めるよう求める。

\* 意見書は縦覧場所に備え付けご意見箱にご投函下さるか、または以下の宛先に郵送下さい。

\* 宛 先 : 〒314-0014 茨城県鹿嶋市光3番地  
鹿島パワー株式会社 宛

\* 意見書提出期限：2014年11月7日（金）（当日消印有効）